

福島県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			3.0E-1	2.1E+1	20.9
64	エトフェンプロックス	1.7E+1	1.8E+1	4.4E+0	1.6E+1	55.8
117	テブコナゾール				1.6E+0	1.6
139	トラロメトリン			4.2E+0	1.2E+0	5.5
140	フェンプロパトリン			2.0E+0		2.0
153	テトラメトリン	1.8E+2	1.0E+1	1.6E+2	6.3E-2	358.5
181	ジクロロベンゼン	3.9E+2	2.7E+2			665.0
225	トリクロルホン		9.4E+0			9.4
248	ダイアジノン		1.0E+0			1.0
251	フェニトロチオン		2.5E+2	2.5E+0		252.0
252	フェンチオン	4.1E+0	9.1E+1	4.1E+0		99.6
256	デカン酸				2.4E+0	2.4
350	ペルメトリン	2.3E+1	5.1E+1	1.4E+1	3.4E+1	120.9
405	ほう素化合物		1.0E-1	3.8E+1	7.4E-1	39.0
427	カルバリル			1.4E+2		144.5
428	フェノブカルブ			9.3E+1	9.1E+1	184.4
457	ジクロールボス	8.4E+1	9.0E+2			983.7
合 計		7.0E+2	1.6E+3	4.7E+2	1.7E+2	2946.2

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等